

(仮称)自治基本条例検討市民会議素案

昭島市市民自治基本条例

目次

前文

- 第 1 章 総則(第 1 条 - 第 4 条)
- 第 2 章 自治体運営の基本原則(第 5 条 - 第 7 条)
- 第 3 章 市民(第 8 条 - 第 10 条)
- 第 4 章 市議会及び議員(第 11 条 - 第 13 条)
- 第 5 章 市長と職員(第 14 条 - 第 16 条)
- 第 6 章 行政運営の原則(第 17 条 - 第 18 条)
- 第 7 章 自治体運営の原則(第 19 条 - 第 25 条)
- 第 8 章 情報の共有(第 26 条 - 第 28 条)
- 第 9 章 参画(第 29 条 - 第 31 条)
- 第 10 章 基地問題(第 32 条)
- 第 11 章 住民投票(第 33 条)
- 第 12 章 他の自治体との連携(第 34 条)
- 第 13 章 自治推進会議の設置(第 35 条)
- 第 14 章 条例改正手続(第 36 条・第 37 条)

附則

(前文)

私たちが暮らす昭島市は、大きな空、多摩川や玉川上水に象徴される水と緑、また連続する崖線やそこに点在する湧水など、豊かな自然に恵まれています。そして大地の歴史と文化に育まれ、産業を大切にしまちとして発展してきました。

私たちはこの自然環境の特性をいかし、郷土の歴史、文化、産業、そして地下水100%の水道水を保全し、次世代に引き継がなければなりません。また、昭島市には環境の変化による問題や横田基地に起因する問題など、解決しなければならない課題を抱えています。

私たち市民は、誰もが安心して心豊かに暮らせる平和で民主的な社会を目指して、努力を重ねていかなければなりません。そのために、日本国憲法に規定された「基本的人権の尊重」に基づき、性別や年齢、人種、国籍、障害の有無によって阻害されることなく、自らの意思によって市政や労働、教育、コミュニティなど多岐にわたる分野に参画し、共に責任を分かち合い、個性と能力を發揮し、主体的にまちづくりに関わっていくことが必要です。

私たち市民が昭島市の主権者であることを自覚し、市民と市議会及び市の執行機関の責務を明らかにし、市政への参画が将来にわたり制度として確立し、市民による自立した自治体を目指し、これを確実なものとするため、市の最高規範として、ここに昭島市市民自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民、市議会及び市長をはじめとする市の執行機関の協働で市政を推進するために、昭島市の市民自治の基本的な理念及び原則を定め、それぞれの役割を明確化し、市民参画が将来にわたり制度として保障されることを目的とします。

(条例の位置づけ)

第2条 この条例は昭島市の最高規範であり、市民、市議会及び市はともにこの条例を尊重し擁護する義務を負います。

2 市は、条例、規則その他の規程又は昭島市の基本方向を示す各種計画の策定に当たり、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。

(基本理念)

第3条 市民一人ひとりが個人として尊重され、安全で安心して暮らせる昭島のまちにするために、主権者である市民が自らの判断と責任の下に、市政に参画することができる市民自治の実現を目指します。

(用語の定義)

第4条 この条例において、用語の定義は次のとおりとします。

市民	市内に住み又は働き、学ぶ者、市内で事業を営むもの及び活動する団体等をいいます。
コミュニティ	市民が互いに助け合い、地域の問題を自ら解決することを目的とする、非営利的かつ非宗教的な団体をいいます。
昭島市	地方自治法に規定する普通地方公共団体としての昭島市をいいます。
市	市長をはじめとする市の執行機関をいいます。
執行機関	市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
参画	市政に関して市民が意見を述べ又は政策等の立案・実施・評価及び見直しのそれぞれの過程に主体的にかかわることをいいます。
協働	市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれにはたすべき責任と役割を自覚し相互に協力し、行動することをいいます。

第2章自治体運営の基本原則

(市民主権の原則)

第5条 市民は、昭島市の主権者であり市政に主体的に参画します。

(対等・協力・連携の原則)

第6条 市民及び市は、対等と協力を原則として、目的及び情報を共有し、相互理解と信頼を築くように努めるとともに、市は市民の自主性及び自立性を尊重しなければなりません。

2 市は、市外の人々・団体及び他の自治体などとも積極的に連携・協力し相互理解と信頼を築くとともに、それぞれの情報を公開します。

(協働の原則)

第7条 市民、市議会及び市の執行機関は、地域社会における自治を推進するため、それぞれの役割と責務に基づき協働することを原則とします。

第3章市民

(市民の権利)

第8条 市民は、性別・年齢・心身の状況等にかかわらず、平等に市政に参画する権利をもちます

2 市民は、市議会及び市の執行機関の保有する情報を知ることができます。

3 市民は、政策の立案・実施・評価及び見直しのそれぞれの過程に参画する権利をもちます。

4 市民は、市政への参画をしないことにより不利益を受けません。

(市民の責任)

第9条 市民は、市政に参画するにあたり自らの発言及び行動に責任をもちます。

2 市民は、権利の行使にあたり、公共の福祉、次世代及び昭島市の将来に配慮します。

(コミュニティ)

第10条 市民、市議会及び市は、自治推進の重要な担い手であるコミュニティの役割を尊重します。

2 市は、コミュニティの自主性・自立性を尊重しながら、その活動を支援することができます。

第4章市議会及び議員

(市議会及び議員の権限)

第11条 市議会は、法令の定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定及び市の重要事項等を議決する権限をもちます。

2 市の執行機関に関する検査及び監査の請求等及び市政に関する調査等の権限をもちます。

3 国又は関係機関に意見書を提出する等の権限をもちます。

4 その他法令で定められた権限をもちます。

(市議会の責務)

第12条 市議会は公開を原則とし、わかりやすい議会運営に努めなければなりません。

2 市議会は、市民の意思が市政の運営に適切に反映されるよう、市民に開かれ市民が参画しやすい議会運営に努めるとともに、公聴会や参考人制度等をさらに拡充しなければなりません。

3 市議会は、議員が議会活動を活発に行なえるように、その組織を機能的なものにしておかなければなりません。

(市議会議員の責務)

第13条 市議会議員は、市民の代表としての品位と名誉を保持し、自己研鑽に努め、常に市民全体の利益を行動の指針としなければなりません。

2 市議会議員は、広く住民の意見収集を行なうとともに、市民に対して自らの活動については、説明責任をはたさなければなりません。

第5章市長と職員

(市長の権限)

第14条 市長は、昭島市の自治を発展させるとともに、市民の福祉を向上させるための政策を推進し、昭島市を代表する権限をもちます。

(市長の責務)

第15条 市長は、市の事務を管理し、公正かつ誠実に市政を執行しなければなりません。

2 市長は、本条例の基本理念に基づき、自主・自立の政策の推進に努め、市民の信託に応えなければなりません。

3 市長は、市の職員を適切に指揮監督するとともに、その能力向上を図り、効率的な事務の執行を行なわなければなりません。

4 市長は、市民から意見・要望・苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければなりません。

(職員)

第16条 市職員は、常に研鑽に努めるとともに、市民の一員であることを自覚し、自ら率先して市民と連携し市政に取り組まなければなりません。

2 市職員は、市民の信頼に応え、公共の福祉の向上のため、その職務を誠実に果たさなければなりません。

3 市職員は、職務上知りえた事実が不正であり、それを公にすることが市民の利益にかなうと信ずるに相当な理由がある場合、これを公表又は通報することによって不利益を受けません。

第6章行政運営の原則

(執行機関)

第17条 市の執行機関は、政策等の立案・実施・評価及び見直しの行政活動が連続し、循環していくことを基本として、総合的かつ計画的な行政運営を行ないます。

2 市の執行機関は、前項に規定する、それぞれの過程において、市民の参画を推進します。

3 市の執行機関は、公正で透明性の高い開かれた行政運営を行ないます。

4 市は、市民の意見、要望、苦情等の申立てに対して、速やかに事実関係を調査し、それに応答します。

(組織機構)

第18条 執行機関の組織は、市民にわかりやすく簡素で機能的なものとしします。

2 市は、市の政策等を実施するに当たって、市の機構及び組織を相互の連携が保たれるよう編成します。

3 市は、昭島市に係る事務組合の共同処理事務について、市民にわかりやすく機能的で効率的な組織となるよう働きかけます。

第7章自治体運営の原則

(総合計画等の策定)

第19条 市は、総合的かつ長期的な行政運営を行なうため総合計画を策定し、この計画に即して事業を実施しなければなりません。

2 市は、総合計画を立案する場合は、広く市民参画をえて市民との協働により策定します。

3 市は、総合計画その他の計画により進められた施策に関して、市民の満足度の把握に努め、市民参画による行政評価を行ない、必要な見直しを行ないます。

4 市は、総合計画以外の計画の策定に当たっては、総合計画との整合及び計画相互間の調整をはかります。

(分野別基本政策条例の制定)

第20条 市は、行政の各分野において条例に基づく自治体運営を確保するため、行政分野ごとに政策の基本的な方針を定めた条例を整備しなければなりません。

2 市は、行政分野ごとの条例を立案する場合は、総合計画に即して策定します。

3 市は、条例の立案をする場合は、市民の参画をえて行ないます。

4 市は、条例の見直し・改廃を、一定期間ごとに市民参画をえて行ないます。

(政策の評価)

第21条 市は、行政課題や住民ニーズに対応して、能率的かつ効果的な行政運営をすすめるため市民参画をえて行政評価を行ない、その結果を市民に公表しなければなりません。

2 前項の評価の結果は、わかりやすく公表し、政策・事務執行及び予算に反映します。

(財政運営の原則)

第22条 市は、総合計画に基づいた財政計画を策定し、財源を効果的に活用し、自主的な財政運営を行なうことにより、財政の健全化の確保に努めなければなりません。

2 市は、総合計画の進行管理と行政評価をふまえた財政運営の仕組みを確立するものとします。

3 市は、保有する財産の適正な管理及び効率的な運用に努めます。

4 市は、財政状況及び財産の保有状況を市民にわかりやすく公表します。

(行政手続)

第23条 市は、市民の権利及び利益を守るため、市民の申請に対する処分、不利益処分及び行政指導等に関する基準及び手続を定めて、透明で公正な行政手続を確保しなければなりません。

2 前項に規定する目的を達成するため、市は、行政手続に関する条例を整備し、市民参画による基準の設定及び手続の決定方法を定めます。(市民の権利及び利益の保護)

第24条 市は、市民の権利及び利益を守るため、市の行政行為に際しての不利益な扱いを速やかに解消させるため、市の関係機関への立ち入り調査権及び行政行為について審査し、是正もしくは改善の措置を勧告し、及び制度の改善の意見を表明する権限をもつ機関を置かなければなりません。

2 この機関は、市長から独立した地位に立つ複数の委員により構成され、委員の合議制をとります。

3 この機関は、自らの発意で調査し勧告や提言をすることができます。

4 市は、この機関の職務の遂行に関し、行政機関から独立した事務局を置き、その独立性を尊重するとともに、積極的に協力します。

(外部監査制度)

第25条 市は、公正かつ透明な行政運営をはかるため、外部監査制度を設けなければなりません。

2 市は、監査結果を市民にわかりやすく公表し、監査の結果を真摯に受け止め、指摘された点について原因を解明し、監査結果に示された是正、改善提言を速やかに行政にいかします。

第8章情報の共有

(情報の共有・公開)

第26条 市民と市は、市民自治の理念を実現するため、市の保有する情報を共有します。

2 市は、市政に関して、市民に説明する責務をはたすため、積極的にわかりやすく情報を公開します。

3 市は、市政に関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう、総合的な情報公開制度の整備を推進します。

4 市は、主体的に情報を収集・管理することが困難な者に対しては、十分に配慮します。

(個人情報保護)

第27条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければなりません。

2 市は、公表した利用目的以外に個人情報を利用することはできません。

3 市は、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を請求する権利を保障します。

4 個人情報の保護に関する必要な事項は、条例で定めます。

(説明責任)

第28条 市は、市政の運営における公正の確保と透明性の向上をはかるため、行政上の意思決定について、その内容及び過程を明らかにしなければなりません。

2 市は、政策等の立案・実施・評価及び見直しのそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を市民に速やかに明らかにし、わかりやすく説明します。

3 市は、市民に対して政策情報としての基礎情報、争点情報、専門情報をわかりやすく多様な手段で、速やかに提供します。

第9章 参画

(参画の原則)

第29条 市民は、誰でも等しく、政策等の立案・実施・評価及び見直しのそれぞれの過程に参画する権利をもちます。

2 市は、市民の意見が市政に反映されるとともに、参画する機会が保障されるよう、多様な参画制度を整備します。

3 市は、前項の実施にあたっては、その対象者の参画を保障します。

(参画の形態)

第30条 市は、前条の規定による参画の機会を保障するため、次の各号に掲げる方法のうち事案に応じて必要なものを用います。

(1) 審議会、懇談会等

(2) 公聴会等

(3) 一定課題について集団で検討作業を行なうこと(ワークショップ)等

(4) 意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度(パブリックコメント)等

(5) アンケート調査等

(審議会等の附属機関及びこれに類するもの)

第31条 市は、審議会等の附属機関及びこれに類するもの(以下「審議会等」という。)

の委員を選任する場合は、その半数以上を市民とし、公募により選任しなければなりません。また、市は選考に際しては公平な第三者を加えた委員会で行なうものとします。(法令規定のあるものを除く。)

- 2 審議会等の構成員については、男女の比率・他の委員との重複等を考慮し、幅広い人材を登用するよう努めます。
- 3 審議会等は原則として公開とし、会議録、資料等も公開します。

第10章 基地問題

(基地問題)

第32条 市は、地域社会における安全及び安心並びに快適な市民生活を守るため、横田基地の返還が実現するよう努めるものとします。

- 2 市及び市議会は、国や他の自治体と協力して、横田基地に起因して生じる航空機騒音等の問題解決に努めなければなりません。

第11章 住民投票

(住民投票)

第33条 市は、市にかかわる重要事項について、直接、住民の意思を確認するため住民投票制度を実施することができます。

- 2 住民は、昭島市にとって重要と認める事項について、年齢満18歳以上の住民の50分の1の連署で、住民投票を発議するよう市長に請求することができます。市長は、住民の意思を尊重して取り扱います。
- 3 市議会は、議員の定数12分の1以上の賛成をえて発議することができます。
- 4 市長は、住民投票を行なうときには、住民投票の目的を事前に明らかにします。
- 5 住民投票は、投票した者の総数が住民投票の投票資格者の2分の1に満たないときは、成立しないものとします。この場合においては、開票作業その他の作業は行ないません。
- 6 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。
- 7 住民投票に参画できる者の資格、その他必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。

第12章 他の自治体との連携

(他の自治体との連携)

第34条 市は、他の自治体と情報の共有及び相互理解をはかり、公共施設の相互利用などの連携を推進します。

- 2 市は、広域的な取り組みを必要とする課題については、他の自治体、国その他の機関との情報の共有を一層高め、相互の理解のもと、連携をすすめます。

第13章 自治推進会議の設置

(自治推進会議)

第35条 市は、昭島市民の市政参画への積極的な推進をはかるため、自治推進会議

を設置します。

2 市長は自治推進会議の提言・報告を尊重します。

3 市民自治推進会議の役割は次のとおりとします。

(1)市民自治基本条例の推進に関すること

(2)市民参画の状況の調査及びその調査結果に基づく課題の明確化と公表

(3)この条例の見直しの提案

4 自治推進会議の定数は15人以内とし、公募市民、公募団体市民、その他で構成します。公募市民は、定数の半数を下回らないこととします。男女比はそれぞれ40%を下回らないようにします。

5 自治推進員の任期は2年とし、再任は妨げません。ただし、連続して2期を超えません。

6 自治推進員の選出は、毎年半数ごとに選出するものとします。

7 その他必要なことは別途条例で定めます。条例改正手続き

第14章 条例改正手続き

(条例の見直し)

第36条 市長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が市民参画の市政にふさわしいものでありつづけているかを検討します。

(条例の改正)

第37条 この条例の改正は、第11章の規定により、住民投票において、その過半数の賛成をえなければなりません。

2 前項の住民投票は、一般選挙又は衆議院議員もしくは参議院議員の選挙と併せて実施します。

(附則)

施行日